

原産品判定における根拠資料の提出について

2026 年 9 月 24 日

日本商工会議所 名古屋事務所

名古屋事務所(名古屋商工会議所)での原産品判定資料の提出についてご案内いたします。

< 提出方法 >

原産品判定の申請に必要な根拠資料(典拠書類)は、以下のいずれかの方法で提出してください。

① 発給システム上で作成する(推奨)

CTC 対比表、VA 計算ワークシート、CTC 対比表+VA 計算ワークシートについては、原産品判定依頼書上(発給システム上)で直接入力し、作成することができます。

② PDF ファイルをアップロードする

発給システム上の原産品判定依頼書から、必要な根拠資料を PDF 形式でアップロードしてください。

※Word、Excel ファイルを直接アップロードすることはできません。

※根拠資料の提出方法・作成方法の詳細については、システムの操作マニュアルをご参照ください。

< 典拠書類について >

主な典拠書類は以下のとおりです。下記に該当しない場合はお問い合わせください。

- [CTC 対比表、VA 計算ワークシート、CTC 対比表+VA ワークシート、サプライヤー証明書](#)
- [農林産品に係る生産証明書](#)
- [農林産加工品に係る製造証明書](#)
- [漁獲・養殖証明書](#)
- [水産製品加工証明書](#)
- [繊維及び同製品に係る生産内容証明書](#)
- [繊維及び同製品に係る生産工程の説明図\(例\)](#)

< 注意事項 >

- ・根拠資料を PDF ファイルで提出するときは、1 件ずつ作成してください。
1 枚に複数件分まとめた提出はお断りしております。
- ・初めて申請する場合や内容についてご不明な点がある場合はこちらをご確認ください
【参考】[EPA 相談デスク](#)
- ・利用される協定・輸出製品の HS コード、判定基準についてはこちらをご確認ください。
【参考】[特定原産地証明書発給申請前に確認しておくべき事項\(日本商工会議所\)](#)

問合せ先：名古屋商工会議所 貿易証明担当 TEL:052-223-5720